

北海道公安委員会告示第228号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、札幌市南区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年12月10日

北海道公安委員会委員長 吉本淳一

1 合意した者

- (1) 札幌市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局
- (4) 株式会社じょうてつ
- (5) 藤野地区町内会連合会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、株式会社じょうてつが管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	進行方向別	所在地
1	東簾舞	上り	札幌市南区簾舞2条3丁目1番先
2	簾舞	上り	札幌市南区簾舞2条4丁目12番先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
株式会社じょうてつ	通称名「チョイソコふじの～る」の用に供する自動車